

入 札 説 明 書

「TUMO Gunma 送迎バス運行業務」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 10 月 7 日（水）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分が A 又は B の者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、3 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和 8 年 10 月 7 日（水）から令和 8 年 10 月 14 日（水）までの土曜日、

日曜日及び祝祭日を除く毎日

② 提出先 「15 問い合わせ先」と同じ

③ 提出方法 「15 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへの電子メールによる
メール件名：【会社名】TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務入札参加
申請書の送付について

※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 10 月 16 日（金）までに電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。

(4) その他

① 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

② 提出された書類は返却しない。

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行の日時 令和 8 年 10 月 21 日（水）午前 10 時 00 分

(2) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県庁 16 階 161 会議室

(3) その他

① 入札の参加に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。

② 封筒の表に「TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務入札書在中」と記載すること。

③ 郵送により入札する場合は、書留郵便とし、令和 8 年 10 月 20 日（火曜日）午後 5 時までに「15 問い合わせ先」の場所に群馬県産業経済部戦略セールス局 e スポーツ・クリエイティブ推進課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒にも「TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務入札書在中」と朱書きにすること。なお、郵送により入札する場合は、必ず事前に電話で連絡すること。

④ 入札者又は代理人が開札に立ち会うこと。なお、代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出すること。

6 入札方法等

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

(2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

- (3) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (4) 第 1 回の入札において落札者がいないときは、第 2 回目の入札を行うことがある。2 回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

7 入札保証金 免除

8 契約保証金 免除

9 開札

開札は、5 に掲げる日時において、入札者を立ち合わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

10 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

11 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 3 入札説明書に関する質問受付期間等

(1) 入札説明書に関する質問がある場合は、書面（様式任意）により提出すること。

① 受付期間 令和 8 年 10 月 7 日（水）から令和 8 年 10 月 14 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日

② 提出先 「1 5 問い合わせ先」と同じ

③ 提出方法 「1 5 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへの電子メールによる
メール件名：【会社名】TUMO Gunma 送迎バス管理・運行業務入札に関する質問書の送付について

※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

1 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。

1 5 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県庁 11 階北フロア 産業経済部 戦略セールス局

e スポーツ・クリエイティブ推進課 クリエイティブ人材育成室 クリエイティブ人材係

電話 027-898-28706

E mail supokuri@pref.gunma.lg.jp